見附市教育委員会告示第１６号

見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和６年５月２８日

見附市教育委員会教育長　渡邊　茂夫

見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市出産･子育て応援事業実施要綱（令和５年見附市教育委員会告示第１７号）の一部を次のように改正する。

別表第２の２の表中「３歳に達する日」を「１歳に達する日以後の最初の３月３１日（令和６年３月３１日までに１歳に達した児童の養育者は令和７年３月３１日）」に改める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市出産・子育て応援事業実施要綱の規定は、令和６年４月１日から適用する。